府令

○内閣府令第十九号

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第百四十三号）第五条の規定に基づき、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行規則（平成十四年内閣府令第八十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「一級地　百分の十二　二級地　百分の九　三級地　百分の六・五　四級地　百分の四・五」を「一級地　百分の十一・五　二級地　百分の八　三級地　百分の七　四級地　百分の四・五　五級地　百分の二・五」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第四条、第十条関係）

都道府県	支給地域	級地
宮城県	多賀城市	五級地
茨城県	取手市　つくば市	二級地
	守谷市	三級地
	牛久市	四級地
	水戸市　日立市　土浦市　龍ヶ崎市	五級地
埼玉県	和光市	二級地
	さいたま市　蕨市　志木市	三級地
	東松山市　狭山市　朝霞市　ふじみ野市	四級地
	新座市　桶川市　富士見市　坂戸市　鶴ヶ島市	五級地
千葉県	我孫子市　袖ケ浦市　印西市	二級地
	千葉市　成田市　習志野市	三級地
	船橋市　浦安市	四級地
	市川市　松戸市　佐倉市　市原市　八千代市　富津市　四街道市	五級地
東京都	特別区	一級地
	武蔵野市　調布市　町田市　小平市　日野市　国分寺市　狛江市　清瀬市　多摩市	二級地
	八王子市　青梅市　府中市　昭島市　小金井市　東村山市　国立市　福生市　稲城市　西東京市	三級地
	立川市　東大和市	四級地
	三鷹市　あきる野市	五級地
神奈川県	横浜市　川崎市　厚木市	二級地
	鎌倉市　逗子市	三級地
	相模原市　藤沢市　海老名市　座間市	四級地
	横須賀市　平塚市　小田原市　茅ヶ崎市　大和市　伊勢原市	五級地
静岡県	裾野市	三級地
愛知県	刈谷市　豊田市　日進市	二級地
	名古屋市　豊明市	三級地
	西尾市　知多市　知立市　清須市　みよし市　長久手市	五級地
三重県	鈴鹿市	四級地
	四日市市	五級地
滋賀県	大津市　草津市　栗東市	五級地
京都府	長岡京市	二級地
	京田辺市	四級地
	京都市	五級地
大阪府	大阪市　守口市	二級地
	池田市　高槻市　大東市　門真市　高石市　大阪狭山市	三級地
	豊中市　吹田市　寝屋川市　松原市　箕面市　羽曳野市	四級地
	堺市　枚方市　茨木市　八尾市　柏原市　東大阪市　交野市	五級地
兵庫県	西宮市　芦屋市　宝塚市	三級地
	神戸市	四級地
	尼崎市　伊丹市　高砂市　川西市　三田市	五級地
奈良県	天理市	四級地
	奈良市　大和郡山市	五級地
広島県	広島市	五級地
福岡県	福岡市　春日市　福津市	五級地